

平成30年度
事業計画書

平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日

一般社団法人 関西環境開発センター

平成 30 年度

事業計画書

一般社団法人 関西環境開発センター

1. 基本方針

この法人の事業の柱を教育訓練関係事業（公益事業）、簡易専用水道検査事業（行政協力事業）及び公園等管理運営事業（特別事業）とし、一般社団法人関西環境開発センター（以下、KKC）及び社会を取り巻く厳しい状況に鑑み、従来からの事業を基本として新規事業の開拓を図りながら、より効果的、効率的に事業運営を進め、経営体質の強化を図ることにより、更に飛躍することを目標とする。

2. 事業概要

〈協賛会員の拡大〉

KKCは、ビルメンテナンス企業の人材育成、ビルメンテナンス業界の発展を目指し事業を展開している。KKCの円滑な事業運営と、会員企業がKKCの教育訓練を活用し従業員の資質を向上させることで、更に顧客からの信頼を得るとともに、企業の発展につながることを期待して、協賛会員の拡大活動を実施する。

〈教育訓練関係事業〉

教育訓練関係事業の事業目標である、ビルメンテナンス企業の人材育成、ビルメンテナンス業界の発展のため様々な事業を推進する。その事業内容は、全ての企業に求められる法令順守、社会的責任、環境への配慮を考慮したものとする。

- (1) 衛生的で快適、安全な環境を提供するというビルメンテナンス業務本来の目的を達成するために必要な専門的知識・技術を学ぶ研修会の開催、各企業内の社内教育のための研修用教材の発行を行う。階層別教育、法定教育、資機材等最新技術の研修など、ビルメンテナンス企業従業員の人材育成のための教育を行う。また、KKCの社会的責任として、就職困難者のための就労支援研修を実施する。
- (2) 平成29年11月「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、実習実施者において選任された技能実習責任者は「養成講習」を受講することが義務となった。ビルクリーニング職種においても技能実習2号の移行対象職種となり、外国人技能実習生の受け入れが今後増加するものと予想されることから「養成講習」を本格的に開始する。
- (3) ビルメンテナンス企業の事業推進に役立つよう、「ビル管理の研究と開発」「KKC通信」の定期発行と、ホームページ・Facebookで必要な関連情報を収集しタイムリーに広く発信する。また、新聞・雑誌等へKKCの活動の情報提供を行い広報する。

〈水道検査事業〉

水道法に基づく簡易専用水道の定期検査や小規模受水槽式水道検査の新規受託と普及啓発に努めるとともに、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、行政機関との関係を一層緊密にし、必要な普及啓発活動の展開を図る。

- (1) 簡易専用水道検査件数の確保のため、マンション管理企業等に対し、検査精度管理、安全配慮、衛生に関する情報を提供することによりK K Cが検査受託できるよう努める。
- (2) 小規模受水槽式水道検査については水道法に規定は無く、任意な取扱になっている。衛生、安全を確保するには簡易専用水道検査に準じた取扱が望まれることから、検査の必要性を啓発していく。また、一部の市が行っている小規模受水槽式水道調査について積極的に協力を行う。

〈特殊建築物定期調査事業等〉

簡易専用水道検査業務の経験を生かし実施した特殊建築物定期調査内容等を分析、考察し、今後も安全に十分配慮し取り組む。また、継続、安定した業務の構築を検討する。

〈公園関係等管理運営事業〉

日本万国博覧会記念公園の管理運営について指定管理者公募が実施され、K K Cも共同企業体として応募したが次点という結果になった。そのため大阪府との契約による万博記念公園に関する平成30年度管理運営業務に関しては、業務の種類により若干の違いはあるものの9月末をもって終了することになる。「来園者案内管理業務」、「四季景観創出業務」、「EXPO'70パビリオン企画展等運営事業」、「太陽の塔入館料徴収及び案内等運営業務」、「売店管理運営業務」等をほぼ昨年度と同様の内容で実施する。

なお、K K Cの経営基盤である万博公園関係業務はほぼ終了することにより、教育訓練事業、水道検査事業を含めた体制のあり方について検討する。

3. 具体計画

基本目標 1

ビル管理に関わる関係従事者の資質を高め、専門的な知識の練成向上を図るため教育訓練講座を開催する。

推 進 の 課 題	具 体 施 策	
〈認定教育〉 各業務の技能向上を図るため、認定職業訓練として実施する。	普通職業訓練 短期課程	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備コース ・高圧電気設備コース ・ビル設備管理コース
〈資格取得講座〉 受験に必要な科目群について学び、資格取得を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルクリーニング技能検定受験対策講座 ・第二種電気工事士受験対策講座 	
労働者派遣法第36条により選任が義務付けられている、派遣元責任者のための講習を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元責任者講習 	
〈建築物衛生法に基づく研修〉 建築物衛生法により定められた、各作業の従事者研修を企業に代わり、集合教育という形で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃作業従事者研修 ・清掃作業従事者研修（レディースコース） ・防除作業従事者研修 ・貯水槽清掃作業従事者研修 	
〈指導者養成教育〉 現場のリーダーに必要な知識を身に付け、責任者としての責務を果たすことを目的に実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃業務管理責任者レベルアップ研修 	
〈品質評価に関する講習〉 品質向上、顧客満足を考えた清掃管理業務の品質評価手法を学び、職場で活用することを目的に実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物清掃管理 品質評価を学ぶ講習会 	
〈安全・衛生に関する教育・研修〉 労働者の安全・衛生を確保するため、安全教育を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・危険予知訓練、リスクアセスメント研修 	
〈入門教育〉 新規採用者等を対象に、必要な知識、技能を習得させ実務に役立てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルクリーニング初級研修 ・ポリッシャー基本実技講座 ・設備管理初級研修 	
〈実務教育〉 各業務に必要な専門的、応用的知識、技術、技能を習得させる実務教育を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・石材メンテナンス研修会 ・設備積算管理講座 	
〈警備業法に基づく教育〉 警備業法で定められた現任教育（8時間）を、部外実施教育として実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・警備員現任教育 （施設警備業務（機械警備業務を除く）） 	
〈特科研修〉 行政の就労支援事業の受託団体からの依頼により、日雇労働者や就職困難者等を対象とする技能講習を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルクリーニング講習 	

基本目標2

新しい管理技術の導入、科学的・合理的手法の開発等ビル管理に関する技術の研究、開発等に資する諸事業を推進する。

推進の課題	具体施策
〈管理技術の研究と開発〉 ビル管理業務に携わる様々な階層の従事者を対象に、知識・技術を習得し、技能向上を図るため講習を実施する。	・インスペクションの活用と実例セミナー ・外国人労働者労務管理セミナー ・第一種衛生管理者受験準備講座 ・仕事の教え方講座（TWI）
〈その他研修〉 ビル管理に関する研修会、セミナーを、時宜にあったテーマで実施する。	・「技能実習法」による「養成講習」 ・時局に即したテーマで、研修会、セミナーを随時開催。
〈教育研究資料等の刊行〉 企業内における教育研修等に供するため、書籍・DVD等教育・研究資料を発行する。	①「ビルメン手帳」の発行。 ②既刊書籍の改訂版の発行。 ③叢書「ビル管理の研究と開発」誌の定期発行。

基本目標3

KKCの事業活動に対する関心を高め、一層の理解と協力を求めるために、次の事業を推進する。

推進の課題	具体施策
〈広報活動の積極的展開〉 各種広報媒体を活用して、効果的な広報を時宜に応じて推進する。	・「KKC通信」の定期発行。 ・「ホームページ」「Facebookページ」の充実。 ・その他パブリシティ活動等。
〈エコアクション21の取り組み〉 KKCが社会的責任を果たし、信頼される団体となるための一環として取り組む。	・KKCの活動方針、活動内容を会員企業や全国関係者に発信。 ・万博公園関係業務に関連した運営。

基本目標4

建築物や入浴施設の品質評価事業の普及、水道検査事業等の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するための諸事業を推進する。

推進の課題	具体施策
〈建築物の品質評価事業〉 点検、品質評価業務に適応できる企業体制の確立に資するため調査研究を進める。	・品質評価者の育成や、品質評価業務の研究、普及を図る。
〈入浴施設衛生評価事業〉 レジオネラ属菌による健康被害の未然防止を図るため、依頼を受けて入浴施設の衛生管理状況評価を行う。	・施設の管理状況に応じた評価を行う。 ①施設検査 ③水質検査 ②管理状況調査 ④総合評価
〈簡易専用水道等の定期検査〉 ・水道法第34条2の2に基づく簡易専用水道の定期検査を継続実施し、厚生労働省登録検査機関として、公正且つ効率的な運営を推進する。 ・建築基準法（第12条第1項）に基づく特殊建築物定期調査を行う。	大阪府全域の簡易専用水道や小規模受水槽を対象とした定期検査の実施と、その受検についての普及啓発に努める。 ・簡易専用水道施設の「適正管理のしおり」を作成し、未受検施設管理者等に適正管理の重要性和定期検査の受検勧誘に努める。 ・貯水槽水道の検査実施件数の増加に努め、地域公衆衛生の向上に貢献する。 ・水道検査に付随した業務として特殊建築物定期調査を行う。
〈衛生的環境思想の普及啓発〉 建築物における衛生的環境に関する一般の意識を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、普及啓発活動を図る。	・建築物の適正管理の推進を図るため、衛生害虫の駆除活動等への協賛。 ・普及啓発のためのパンフレット等の発行。

基本目標5

地域文化の振興開発に寄与する傍ら、この法人の財政的基盤を補完するため、会員企業と連携するなど執行体制の整備を図る。

推進の課題	具体施策
〈総合管理業務の受託〉 日本万国博覧会記念公園における来園者案内管理業務やEXPO'70パビリオン企画展等運営事業等をはじめ、ホテル阪急エキスポパーク等の維持管理業務の適正かつ効果的な運営を確保する。	〈総合管理業務〉 ・受託管理業務の適正な執行を確保するため、管理体制の合理化を図る。 ・関係従業員に対する教育指導の徹底。
〈執行体制の整備等〉 万博公園内業務にあわせて組織の整備を行う。	〈情報収集〉 ・万博公園内の業務の確保に努めるための情報収集。

